

平成 27 ~ 31 年度

第3次 稲沢市地域福祉計画

みんながいきいきと生活できる地域社会をめざして



稲沢市



© 稲沢市 いなっabee

ごあいさつ



日ごろは、福祉行政をはじめとする市政各般にわたり、格別の御理解、御協力をたまわり厚く御礼申し上げます。

このたび、市では第3次稲沢市地域福祉計画を策定いたしました。地域福祉とは、市民の皆さまが今お住まいの地域で安心して暮らせるよう、個人、地域全体、社会福祉関係団体、市などがお互いに協力し合って福祉の課題解決に取り組もうという考え方です。そのため、地域福祉の推進にあたっては、市だけではなく、市民一人ひとりの意識向上が大変重要になってきます。

今回、地域の実情にあった計画を策定するために、市民アンケートをはじめ、各地区まちづくり推進協議会の御協力を得て、意見交換会を行ってまいりました。それぞれの地域におけるさまざまな生活課題をお伺いさせていただくことができ、大変感謝しております。それらの御意見は、今回の地域福祉計画だけでなく、今後の福祉行政にも生かしてまいりたいと思います。

また、今回の計画の中で、地域福祉推進の核となる、福祉の拠点を整備することを計画の推進体制とさせていただきました。市民の皆さまの多様なニーズにお応えできるよう、体制を整え着実な福祉施策の実施をめざしてまいります。

なお、計画の策定にあたり、策定委員の皆さまをはじめとする多くの方の御協力に対し感謝申し上げますとともに、第1次、第2次から引き継いだ計画の基本理念「みんながいきいきと生活できる地域社会をめざして」の実現のため、皆さまとともに地域福祉の推進を図ってまいります。

平成27年3月

稲沢市長 大野 紀 明

第3次稲沢市地域福祉計画（平成27~31年度）

計画の基本理念

みんながいきいきと生活できる 地域社会をめざして

性別や年齢、障害の有無などに関係なく、誰もがその人らしく生活できる地域社会をめざしていくことが地域福祉の目的です。市民一人ひとりが互いに支え合う意識を高め、さまざまな支援策が互いにつながるネットワークの形成が必要です。

地域福祉を推進するために・・・

こんな地域をめざそう！

1 地域の課題を見つける ネットワークづくり

- ①住民の交流がさかんな地域
- ②みんなで福祉に関心を持つ地域
- ③みんなで、いろいろな活動に参加する地域
- ④お互いに見守りあい、支えあう地域



2 地域の力を強める コーディネーター機能の充実

- ①いろいろな人や機関とつながりを持つ地域
- ②相談サービスをうまく活用して問題を解決する地域
- ③ボランティア活動などに積極的に参加する地域



3 安心して生活できる 多様なサービスの充実

- ①いろいろなサービスをうまく活用し、いかす地域
- ②地域の安心・安全に、みんなで取り組む地域

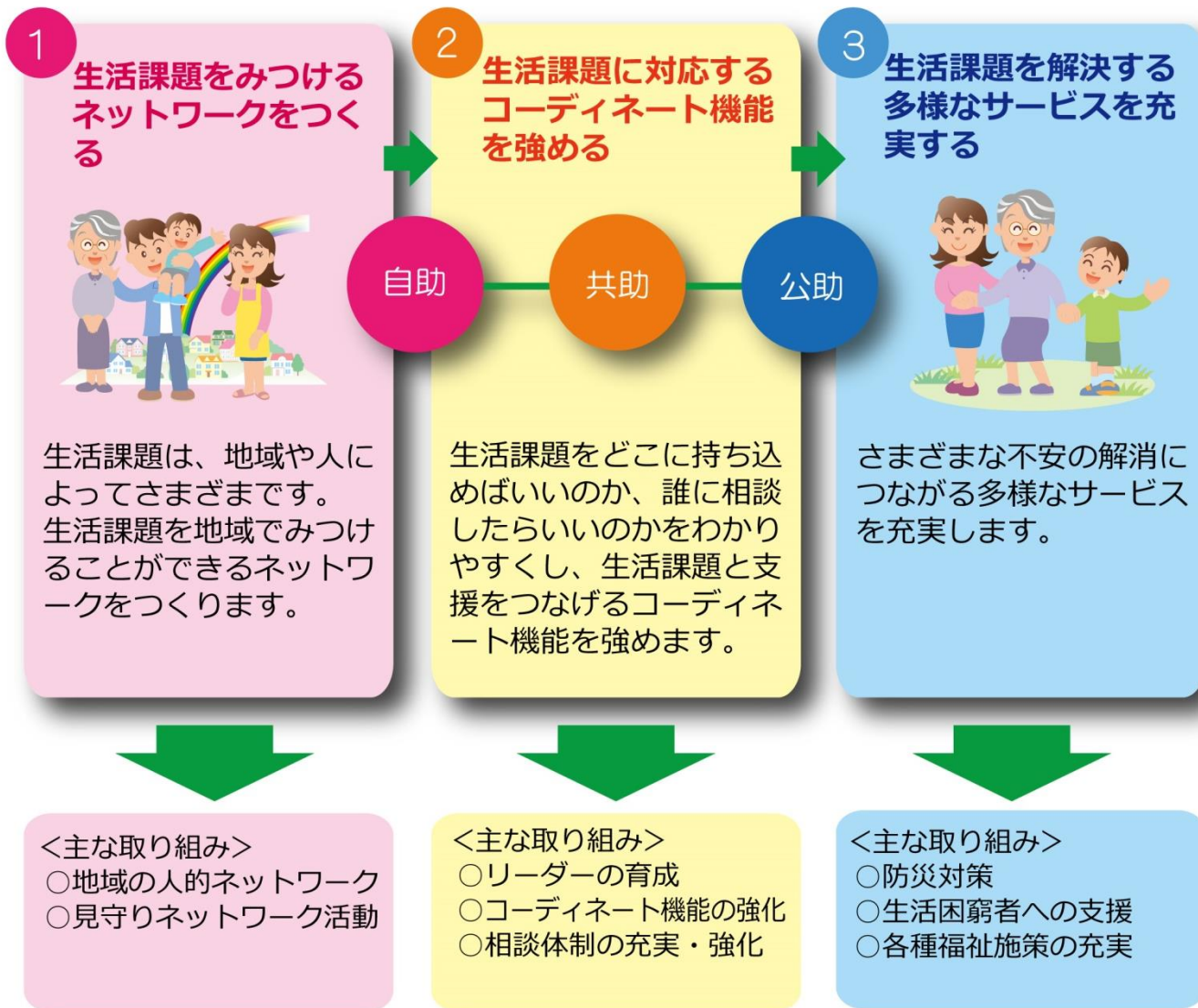


の主なポイント

地域福祉を推進する3つのステップ！

稲沢市の地域福祉は、

- ①生活課題を地域でみつけるネットワークをつくり、
- ②さまざまな支援につなげるコーディネート機能を強め、
- ③多様なサービスで支援する、という「3つのステップ」で推進します。



地域福祉のための拠点整備

地域福祉推進の核となる『福祉の拠点』の整備を進めます。『福祉の拠点』では、次の2つの役割を担います。

- ①多様な生活課題をワンストップで解決する「福祉総合相談窓口」としての役割
- ②将来を担う子どもの育ちを支援する「子育て支援センター」としての役割



計画の体系

基本目標

重点課題

施策の方向

1

地域の課題を
みつける
ネットワーク
づくり

1-1 交流がさかんな 地域づくり

【本文 28 頁参照】



1-2 市民の福祉意識 の高揚

【本文 32 頁参照】

1-3 地域福祉 ネットワークの 構築

【本文 35 頁参照】

①誰もが気軽に集まれる場づくり

- ・障害者（児）の社会参加の促進
- ・老人クラブ活動事業
- ・高齢者ふれあいサロン事業
- ・老人大学（趣味の教室）
- ・児童館・児童センター・子育て支援センター事業

②多様な交流ができる機会づくり

- ・世代間交流事業
- ・子育てサークルの支援
- ・児童館・児童センター・子育て支援センター事業
- ・国際化推進事業
- ・親子ふれあい広場
- ・スポーツ少年団への補助
- ・地区体育振興会への補助
- ・スポーツレクリエーション協会の団体育成
- ・住民交流事業の開催

①福祉教育の充実

②福祉意識の啓発活動の充実

③福祉体験活動への参加機会の拡充

- ・各種福祉教育（教室・研修会）の開催
- ・福祉まつり

④高齢者や障害者（児）が交流できる機会づくり

- ・家族介護者交流事業
- ・スポーツ・レクリエーション大会の開催

⑤福祉に関する学習機会の充実

- ・出前講座
- ・出前福祉講座

⑥福祉施設の地域への開放

- ・保育園施設開放事業

①民生委員・児童委員活動の充実

- ・民生委員による訪問
- ・民生委員・児童委員のたよりの発行

②協働による地域福祉推進体制の構築

- ・地域ネットワークの構築（自立相談支援事業）
- ・高齢者等見守り活動事業
- ・認知症高齢者等安心ネットワーク事業
- ・小地域福祉活動の推進
- ・地域福祉活動計画の策定
- ・地区まちづくり推進協議会への補助
- ・地域見守りネットワーク事業

2

地域の力を
強める
コーディネート
機能の充実

2-1 コーディネート 機能の強化

【本文 38 頁参照】

2-2 相談窓口と 情報提供の充実

【本文 40 頁参照】



①コーディネート活動の活発化

- ・地域自立支援協議会の運営
- ・地域包括支援センター運営事業
- ・子育て支援総合相談センターの充実
- ・小地域福祉活動の推進

②地域福祉を推進する人材の育成

- ・民生委員・児童委員の研修支援
- ・市民活動支援事業

①相談体制の充実

- ・障害者相談支援事業
- ・福祉総合相談（自立相談支援事業）
- ・女性の悩みごと相談
- ・老人健康相談
- ・家庭児童相談
- ・子育て支援事業
- ・子育て支援総合相談センターの充実
- ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
- ・健康相談（健康相談、医師健康相談）
- ・法律相談
- ・ポルトガル語による相談事業
- ・消費生活相談
- ・医療相談事業

②わかりやすい情報提供

- ・民生委員・児童委員のたよりの発行
- ・介護保険制度の趣旨普及事業
- ・認知症支援対策の充実
- ・子育て情報の提供
- ・社会福祉協議会だより「い〜な」の発行
- ・社会福祉協議会ホームページによる情報の提供

2

地域の力を
強める
コーディネート
機能の充実

2-3 ボランティア活動等 の活発化

【本文 43 頁参照】

- ① ボランティア活動の活発化
 - ・ 市民活動支援事業
 - ・ 社協ボランティアセンター機能の充実
- ② ボランティア活動参加者等への支援
 - ・ 母親クラブの育成支援
 - ・ 子ども会の育成支援
 - ・ ボランティア活動者への支援
 - ・ 手話奉仕員養成講座
 - ・ 要約筆記奉仕員養成講座
 - ・ 点字奉仕員養成講座
- ③ ボランティア活動等への参加の促進
 - ・ ファミリー・サポート・センター事業
 - ・ 各種ボランティア講座の開催
 - ・ ボランティア・市民活動だより「あい・あい」の発行
 - ・ 社協ボランティアセンター機能の充実

3

安心して
生活できる
多様な
サービスの
充実

3-1 市民の意見の反映

【本文 47 頁参照】

- ① 市民との意見交換の機会づくり
 - ・ 小地域福祉活動の推進
- ② 計画の推進状況についての情報提供
 - ・ 地域福祉計画推進状況の情報公開

3-2 サービスの確保と 利用への支援

【本文 49 頁参照】

- ① 各種サービス提供体制の確保
 - ・ 障害福祉サービス事業
 - ・ 地域生活支援事業
 - ・ 寝具洗濯乾燥サービス
 - ・ 在宅老人デイサービス事業
 - ・ 給食サービス
 - ・ 緊急通報システム
 - ・ ホームヘルプサービス
 - ・ 家族介護用品支給事業
 - ・ 家族介護慰労事業
 - ・ 徘徊高齢者家族支援事業
 - ・ 日本語講座
 - ・ 保育サービス
 - ・ 放課後児童健全育成事業
 - ・ デイサービス事業（ひまわり園）
 - ・ 休日診療所運営事業
 - ・ 救急医療（事業）
 - ・ 視覚障害者パソコン講座
 - ・ 障害者パソコン講座
- ② サービス利用への支援
- ③ サービス利用者の権利擁護
 - ・ 成年後見制度利用支援事業
 - ・ 日常生活自立支援事業



3-3 交通環境の改善

【本文 53 頁参照】

- ① 移動手段の確保
 - ・ 障害者（児）支援サービス事業
 - ・ 高齢者外出支援サービス事業
 - ・ コミュニティバス運行事業
- ② 道路環境の改善
 - ・ 都市計画道路整備事業

3-4 安全で、安心して 生活できる 環境の実現

【本文 55 頁参照】

- ① 防犯・防災対策の充実
 - ・ 避難行動要支援者名簿の作成
 - ・ 自主防災組織育成補助
 - ・ 災害救援対策の充実
- ② 緊急時に対応したサービスの充実
 - ・ 緊急通報システム
 - ・ 高齢者等見守り活動事業
 - ・ 認知症高齢者等安心ネットワーク事業
 - ・ 家具転倒防止器具等購入費補助
 - ・ 命のボタン設置事業
- ③ 在宅サービスの質の向上
 - ・ 障害福祉サービス事業
 - ・ 寝具洗濯乾燥サービス
 - ・ 在宅老人デイサービス事業
 - ・ 給食サービス
 - ・ ホームヘルプサービス
 - ・ デイサービス事業（ひまわり園）
- ④ 安心して生活できる環境づくりの推進
 - ・ 障害者住宅リフォーム事業
 - ・ 障害者（児）施設整備事業
 - ・ 個人情報の保護
 - ・ 公園の整備
 - ・ 公園の維持管理
 - ・ 少年愛護センター指導員街頭活動
- ⑤ 就労への支援
 - ・ 住居確保給付金
 - ・ シルバー人材センターによる雇用機会の拡大
 - ・ 母子家庭等自立支援給付金支給事業
 - ・ 障害者雇用促進キャンペーン
- ⑥ 生活困窮者への支援
 - ・ 自立相談支援事業
 - ・ 住居確保給付金





目次

第1章 地域福祉計画の概要

1	基本的な考え方	1
2	「地域」とは	1
3	計画の目的と位置づけ	2
3-1	計画の目的	2
3-2	計画の位置づけ	2
4	計画策定までの取り組み	3
4-1	計画策定プロセス	3
4-2	アンケート調査の実施	4
4-3	意見交換会	4

第2章 稲沢市の地域福祉の現状

1	人口・世帯の動向	5
1-1	人口の推移と人口構成	5
1-2	出生・死亡の状況	8
1-3	転入・転出の状況	8
1-4	地区別人口	9
1-5	世帯の状況	11
1-6	住宅の状況	12
2	障害者（児）や高齢者、児童等の現状	13
2-1	障害者（児）の状況	13
2-2	高齢者の状況	14
2-3	児童の状況	17
2-4	外国人の状況	18
2-5	ひとり親家庭の状況	19
2-6	生活保護の状況	20
2-7	労働力の状況	21
3	稲沢市の課題と主な施策案	22

第3章 計画の理念と目標

1	地域福祉推進の3つのステップ	23
2	計画の基本理念	24
3	計画の体系	25

第4章 地域福祉推進施策の方向性

1	地域の課題をみつけるネットワークづくり	27
1-1	交流がさかんな地域づくり	28
1-2	市民の福祉意識の高揚	32
1-3	地域福祉ネットワークの構築	35
2	地域の力を強めるコーディネート機能の充実	37
2-1	コーディネート機能の強化	38
2-2	相談窓口と情報提供の充実	40
2-3	ボランティア活動等の活発化	43
3	安心して生活できる多様なサービスの充実	46
3-1	市民の意見の反映	47
3-2	サービスの確保と利用への支援	49
3-3	交通環境の改善	53
3-4	安全で、安心して生活できる環境の実現	55

第5章 計画の推進に向けて

1	計画の目標指標	61
1-1	第2次計画の目標指標の評価	61
1-2	第3次計画の目標指標	61
2	計画の推進体制	62
2-1	地域福祉のための拠点整備	62
2-2	計画の推進体制の強化	63

資料編

1	計画の策定経緯	65
2	稲沢市地域福祉計画策定委員会設置要綱	66
3	稲沢市地域福祉計画策定委員会委員名簿	67
4	稲沢市地域福祉計画策定プロジェクトチーム設置要綱	68
5	社会福祉法（抜粋）	70
6	地域福祉についてのアンケート調査結果	73
6-1	調査の概要	73
6-2	調査結果	74

第1章

地域福祉計画の概要

1 基本的な考え方

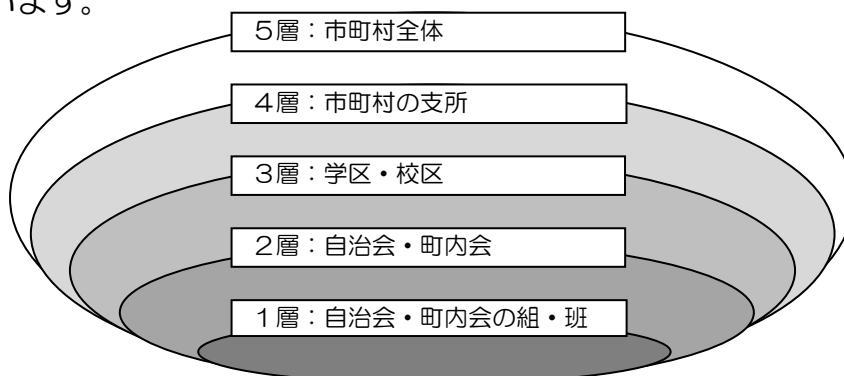
地域では、介護を必要とする高齢者や障害者（児）、子育て中の親、ひとり暮らしで話し相手がない人、言葉や文化の違いで戸惑っている外国人など、さまざまな支援を必要としている人が生活しています。今日の地域で生じる課題は多様化しており、その解決のための手段や資源も多様なものが求められます。地域における人と人とのつながりや地域の組織の力などで解決できる課題も多く、そうした「自助」・「共助」の視点から地域福祉施策を推進していくことが必要です。

また、今日、高齢者や障害者、子どもや子育て家庭への福祉施策は、それぞれの分野の制度の下で充実されつつあります。地域福祉の分野では、これらの分野別施策だけでは充足できない福祉課題を扱っていくことも重要なテーマとなります。そうした「公助」としての機能の充実を図っていくことも重要です。

地域福祉の推進には、市民一人ひとりの主体的な参加や行動が求められます。行政の公的なサービス、民間事業者やボランティア、NPOなどによるサービス、そして市民どうしの支えあいなど、さまざまな資源が互いに力を発揮しあい、安心できる地域社会を実現していくことが、地域福祉のめざすところです。

2 「地域」とは

この計画において「地域」とは、多層的に解釈します。大きくは「市町村全体」、次いで「支所単位」、「学区・校区単位」、「自治会・町内会単位」となり、最も細かい地域の単位が「自治会・町内会の組・班の単位」となると考えています。



資料：厚生労働省「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書（平成20年3月）」

3 計画の目的と位置づけ

3-1 計画の目的

この計画は、稲沢市における地域福祉の推進を目的としています。そのためには、日常生活において、住民どうしが課題を見つけ、お互いに気づき、助け合い、協力しながら課題の解決をめざしていくことができる地域の環境を整備していくことが必要となります。

こうした地域福祉を推進する主体が、自らの役割やめざすべき方向性を明確に認識し行動するための基本指針としてこの計画を策定しました。

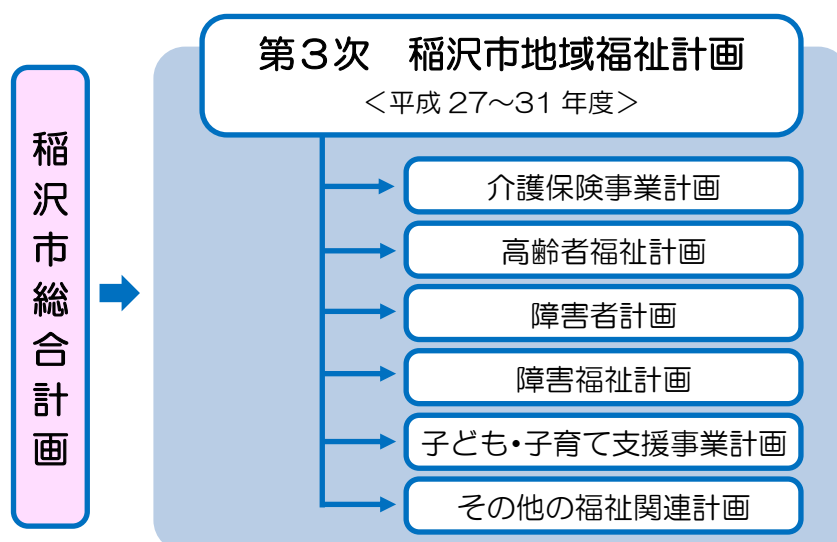
この計画は、2019年（平成31年）を目標年度とする5か年計画とします。

3-2 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として、地域福祉の推進に関する事項をまとめた計画です。

また、この計画は、稲沢市総合計画の基本構想に即して策定しています。さらに、市の福祉関連計画（介護保険事業計画、高齢者福祉計画、障害者計画、障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等）との整合性を勘案しています。

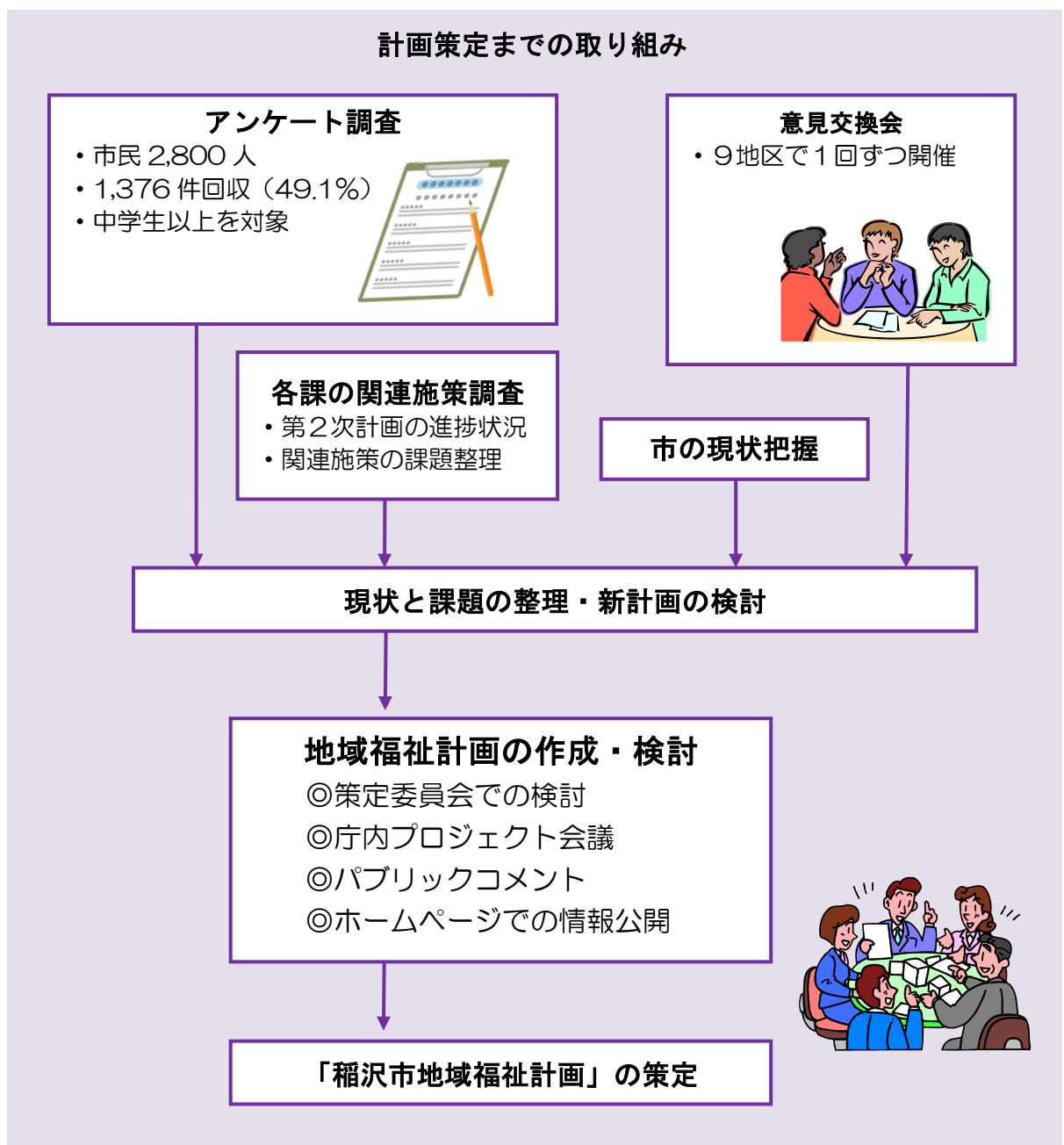
この計画は、策定委員会をはじめ、市民アンケート調査、各地区で開催した「意見交換会」など、市民の皆さまのご意見を踏まえて策定しました。



4 計画策定までの取り組み

4-1 計画策定プロセス

計画策定までの市民参加プロセスとして、「地域福祉についてのアンケート調査」をはじめ、「策定委員会」、「意見交換会」、「パブリックコメント」などを実施しました。特に、「意見交換会」では、地域で活動している皆さまの視点から多様なご意見をいただきました。また、市役所内では、庁内プロジェクト会議を設置し、各課の担当者の参画を得て策定しました。



4-2 アンケート調査の実施

計画の策定にあたって、アンケート調査（地域福祉についてのアンケート調査）を以下のように実施しました。

「地域福祉についてのアンケート調査」	
調査地域	稲沢市全域
調査対象	稲沢市に居住する中学生以上の男女
サンプル	2,800 件（有効回収数 1,376 件 有効回収率 49.1%）
調査方法	郵送法
調査時期	平成 26 年 7 月

4-3 意見交換会

支所・市民センター単位で、地域住民に参加していただき、意見交換会を実施しました。

実施期間	平成 26 年 10 月 28 日～11 月 17 日
実施方法	<ul style="list-style-type: none">• 各地区（支所・市民センター単位）にて実施• 各地区、10 名前後の参加をいただき、下記の課題について意見交換• 1～1.5 時間程度で実施

①地域の現状・課題について	<ul style="list-style-type: none">• 子どもに関すること• 高齢者に関すること• その他
②地域福祉の推進に向けて	<ul style="list-style-type: none">• 福祉の課題を抱えている人に対して、地域ではどのような取り組みが可能か• 行政は何に力を入れるべきか